

○国土交通省告示第八百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年八月二十四日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類

一般国道3号改築工事（熊本北バイパス・熊本県熊本市鶴羽田町字大道端地内から同県菊池郡西合志町大字須屋字池ノ本地内まで）並びにこれに伴う国道改築工事、県道及び町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県熊本市鶴羽田町字大道端及び字松ノ本地内
熊本県菊池郡西合志町大字須屋字西谷、字橋ノ元、字下屋敷、字船入、
字塔ノ木及び字池ノ本地内
- 2 使用の部分 熊本県熊本市鶴羽田町字大道端及び字松ノ本地内
熊本県菊池郡西合志町大字須屋字西谷、字橋ノ元、字下屋敷及び字池
ノ本地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県熊本市四方寄町地内から同市新南部四丁目地内までの延長7,600 mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道3号改築工事（熊本北バイパス）並びにこれに伴う国道改築工事、県道及び町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道3号改築工事（熊本北バイパス）」（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号の一般国道に関する事業であり、また、本体工事の施工に伴う一般国道387号、県道及び町道の従来機能を維持するための改築工事又は付替工事は、それぞれ同条第2号の一般国道、同条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第 12 条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第 13 条第 1 項の指定区間に該当することから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 3 号は、福岡県北九州市を起点として、熊本市等を経て、鹿児島県鹿児島市に至る延長約400 k mの主要幹線道路であり、熊本県内における本路線は、県内の主要都市を結び、物流等に重要な役割を果たしている。

このうち、本件区間に係る一般国道 3 号（以下「現道」という。）は、熊本市の中心市街地を通過することから、通過交通に加えて沿道に連たんする店舗、事務所、住居等へ出入する自動車交通量が多く、また、一般国道、県道及び市道との交差点が多数存在することから、慢性的な交通渋滞が発生し、円滑な交通が確保されていない状況にある。

平成11年度の道路交通センサスによると、現道の交通量は、熊本市清水町室園地内で42,487台/12h、混雑度2.21となっている。また、平成9年度に熊本県交通渋滞対策協議会が策定した「熊本県第3次渋滞対策プログラム」において、現道内の浄行寺交差点等が主要渋滞ポイントに指定されており、平成12年度に起業者が実施した調査によると、浄行寺交差点において、熊本市街中心部方面に約2.3 k mの渋滞長が確認され、最大20分の通過時間を要している。

本件事業の完成により、一般国道57号熊本東バイパスと一体となって現道のバイパス道路が整備されることから自動車交通が分散し、現道の交通渋滞の緩和が図られ、円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、同法等に準じて、起業者が平成16年7月に環境影響評価を実施したところ、環境基準等を満足するものと評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通渋滞の緩和を目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第1級の規格に基づく4車線のバイパス道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、昭和 50 年 3 月 8 日都市計画決定、平成 16 年 10 月 6 日に変更決定されており、事業計画の基本的内容は、変更後の都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う一般国道 387 号の改築工事並びに県道及び町道付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、交通量が多く、慢性的に交通渋滞が発生していることから、できるだけ早期に交通渋滞の緩和を図る必要があると認められる。

また、熊本県菊池郡西合志町の町長及び議会議員等からなる熊本北バイパス建設促進期成会並びに熊本市より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
熊本県熊本市役所及び同県菊池郡西合志町役場